



平成 28 年 5 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社システムリサーチ
代 表 者 名 代表取締役社長 布 目 秀 樹
(コード番号：3771 東証第二部)
問 合 せ 先 執行役員企画広報室 小 池 貴 司
ゼネラルマネージャー
電 話 番 号 052-413-6820(代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 27 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 6 月 24 日開催予定の第 36 回定時株主総会において付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

- (1) 「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 27 年法律第 73 号)により、特定労働者派遣事業(届出制)と一般労働者派遣事業(許可制)の区別が廃止され、すべての労働者派遣事業が許可制となりましたので、目的を変更するものであります。(変更案 第 2 条)
- (2) 経営体制の一層の充実を図るため、取締役の員数を 7 名以内から 11 名以内に変更するものであります。(変更案 第 19 条)
- (3) 経営体制の一層の充実を図るため、役付取締役を取締役副会長を定めることができる旨を追加するものであります。(変更案 第 22 条)
- (4) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)において、責任限定契約を締結できる会社役員が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、規定の一部を変更するものであります。(変更案第 27 条および第 34 条)。なお、第 27 条の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は別表のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定) 平成 28 年 6 月 24 日(金)
定款変更の効力発生日(予定) 平成 28 年 6 月 24 日(金)

以 上

【別表】

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) ～ (11) (条文省略)</p> <p>(12) 労働者派遣事業法に基づく<u>一般・特定労働者派遣事業</u></p> <p>(13) (条文省略)</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>7</u>名以内とする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し必要に応じて、取締役会長1名並びに、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる</u>取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、<u>法令の限度において、取締役会の決議によって免除</u>することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結</u>することができる。ただし、当該契約に基づく<u>賠償額の限度額</u>は、法令が規定する額とする。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第34条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる</u>監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、<u>法令の限度において、取締役会の決議によって免除</u>することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結</u>することができる。ただし、当該契約に基づく<u>賠償額の限度額</u>は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) ～ (11) (現行どおり)</p> <p>(12) 労働者派遣事業法に基づく<u>労働者派遣事業</u></p> <p>(13) (現行どおり)</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>11</u>名以内とする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し必要に応じて、取締役会長1名並びに、<u>取締役副会長</u>、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の</u>取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、<u>法令の定める限度額の範囲内で免除</u>することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、<u>同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結</u>することができる。ただし、当該契約に基づく<u>賠償責任の限度額</u>は、法令が規定する額とする。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第34条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の</u>監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、<u>法令の定める限度額の範囲内で免除</u>することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結</u>することができる。ただし、当該契約に基づく<u>賠償責任の限度額</u>は、法令が規定する額とする。</p>

以上